

交際費について

7月から9月の交際費について公表します

■村長

・ 7月11日 秩父町村議員クラブ総会懇談会会費	6,000円
・ 7月12日 秩父地域3 議員連盟総会交流会会費	2,000円
・ 8月15日 長瀬船玉まつり知事との夕食会会費	5,000円
・ 8月19日 比企青年会議所第2回通常総会懇談会会費	6,000円
・ 8月28日 地方行政懇談会意見交換会会費	6,000円
・ 9月26日 県町村会町村長研修会意見交換会会費	5,000円

■議長

・ 8月15日 長瀬船玉まつり会費	3,000円
・ 8月28日 地方行政懇談会意見交換会会費	6,000円

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

年末調整や確定申告に必要になります

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中（令和5年1月1日から12月31日）に納められた保険料の全額です（令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送がされなくなります）。

電子版の利用方法については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

●問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1226

	対象者		送付期限
①	令和5年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年1月下旬